

美作市障害者活躍推進計画

機関名	美作市(市長部局)
任命権者	美作市長
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日(5年間)
美作市における障害者雇用に関する課題	<p>美作市においては、障害者の任免に関し、これまでも法定雇用率の達成に努めてきたところである。</p> <p>今後も障害者雇用を継続し、障害を持つ職員がさらに活躍できるようにするため、当該職員が行うことができる業務内容の拡充や体制整備、各種取り組みが必要である。</p>

目 標	
①採用に関する目標	<p>【実雇用率】(各年6月1日時点) (各年度)当該年6月1日時点の法定雇用率以上とする。 (参考)令和元年6月1日時点の実雇用率:2.22% 令和元年10月1日時点の実雇用率:2.41% (評価方法)毎年の任免状況通報により把握・進捗管理を行う。</p>
②定着に関する目標	<p>不本意な離職者を極力生じさせない。</p> <p>(評価方法)毎年の任免状況通報のタイミングで、人事記録を基礎として前年度採用者の定着状況を把握・進捗管理を行う。</p>

取 組 内 容	
1. 障害者雇用の活躍を推進する体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者雇用推進者として総務課長を選任する(令和元年12月2日に選任済)。 ○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、岡山労働局が開催する公務員部門向け障害者職業生活相談員認定講座を受講させる。 ○総務部人事給与係を障害者である職員の相談窓口として設定する。 ○障害者が配属されている部署の職員を中心に、岡山労働局が開催する「精神・発達障害しごとサポート養成講座」等の受講案内を行い参加を募る。 ○職場の同僚・上司を対象として、障害に関する理解促進・啓発のための研修等を実施する。
2. 障害者の活躍基本となる職務の選定・創出	<ul style="list-style-type: none"> ○新たに障害者を採用する際には、採用される者と人事担当課とで面談を行い、本人の特性を考慮した上で職務の選定及び創出を行う。 ○身体障害等により従来の業務遂行が困難となった障害者から相談があった場合には、岡山労働局に相談し、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。

<p>3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理</p>	<p>○相談窓口への相談のほか、面談の際、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講ずる。</p> <p>○措置を講ずるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつ、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。</p> <p>○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
<p>4. その他</p>	<p>○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する法律に基づく障害者就労支援施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。</p>